

免許証を返納された方へ マイナンバーカードを作りますか？

マイナンバーカードがあれば・・・

- 公的な身分証明書として利用できます。
- 年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚でOK。

<マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫！>

①大事な個人情報が入っていません。

マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金などの個人情報は入っていません。

②「なりすまし」はできません。

マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。

万一、なくしたり、盗まれてしまっても・・・

24時間365日、コールセンターでカード利用をストップできます！

マイナンバーに関するお問合せは



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178(無料)

平日／9:30～20:00 土日祝／9:30～17:30

(12月29日～1月3日を除く) ※カード利用の停止は無休



マイナンバーカードの申請方法は

裏面をごらんください。

※役場で申請のお手伝いもしています(無料)

詳しくは役場住民係窓口へお問合せください。

< 申請も意外と簡単 > マイナンバーカードの申請方法

① 申請します (郵送やスマートフォン等)

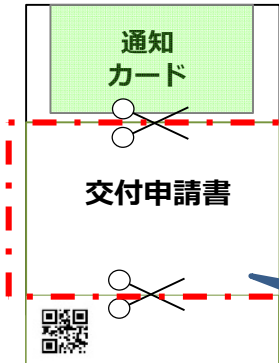
通知カードについている交付申請書に、
顔写真を貼って郵送して下さい。

※通知カードに同封された申請書送付用封筒の差出有効期間(平成29年10月4日まで)は、平成31年5月31日まで有効に利用可能です。



注)一部、申請できない機種がございますのでご注意ください。

※証明用写真機やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。



スマートフォンで



パソコンで



注)引っ越し等をした場合は、この交付申請書は使えません。役場住民係窓口で新しい申請書をお受け取り下さい。

※ 役場で申請のお手伝いをします！

- ・ 役場で写真を撮影し、タブレット端末でオンライン申請ができます。
- ・ 職員がお手伝いをしますので、交付申請書を持って、役場にお越しください。

② 約1ヶ月後、ハガキが届きます

カードの準備ができましたら、役場の住民係から、ご自宅にハガキ(交付通知)が届きます。

③ 役場でカードをお受取りください

必要な持ち物をお持ちの上、住民係窓口にお越し下さい。

**本人であることを証明する大切なカードですので、
お手数料ですが、ご本人の来庁をお願いします。**

